

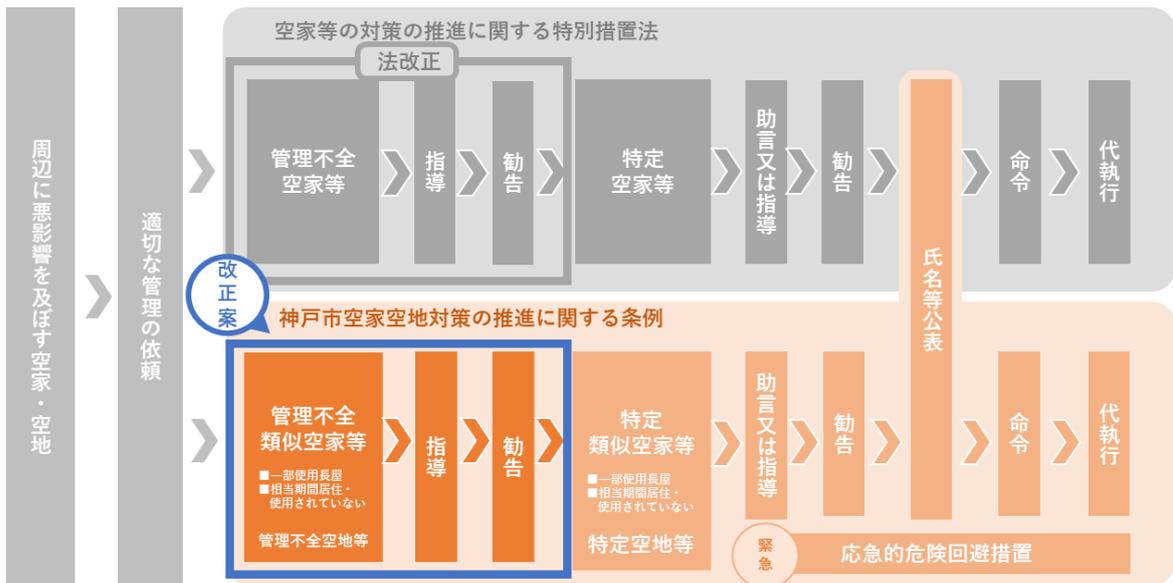
「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」の一部改正（案）の概要

概要

本市では、2015年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、空家特措法という。）の全部が施行されたことを受け、空家特措法を補完するものとして、空家特措法の適用対象外となる空地等や類似空家等（長屋の一部等）も対象にした「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」（以下、空家空地条例という。）を制定し、市政の重要課題として総合的な空家空地対策に取り組んできました。

このたび、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）」により、放置すれば特定空家等（周囲に著しい悪影響を及ぼす空家）になるおそれのある空家（管理不全空家等）に対し、指導及び勧告の措置を行うことができるように規定されました。

本市では、「特定類似空家等」及び「特定空地等」を幅広くとらえて早い段階から指導を行ってきたため、法改正を踏まえ、これらの一部を「管理不全類似空家等」及び「管理不全空地等」として、「指導」及び「勧告」を行うことを可能とする等の所要の改正を行います。



<その他、法改正を踏まえた条例改正内容>

・所有者の責務強化

現行の適切な管理義務に加え、市の施策に協力する努力義務を規定

・報告徴収権の付与

市長から特定類似空家等又は特定空地等の所有者に対する報告徴収権の付与、及びこれに伴う過料を規定

改正時期

令和6年／2024年第1回定例市会（5月議会）に条例改正議案を提出し、2024年6月施行予定